

監査報告書

令和8年5月20日

学校法人岩手医科大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人岩手医科大学

常勤監事 酒井 明夫
監事 池田 克典

私たちは、私立学校法及び学校法人岩手医科大学寄附行為の定めるところにより、学校法人岩手医科大学の令和7(2025)年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)における法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況の監査を行い、監事会において審議しましたので、その方法と結果を次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査に当たっては、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等から職務の執行状況及び内部統制の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、事業報告書及びその附属明細書について検討しました。また、会計監査人と連携し、計算関係書類及び財産目録について検討するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」(私立学校法施行規則第37条)の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告書及び附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示していると認めます。
- (2) 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。
- (3) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。